

奈良県告示第百二十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業者については、営業所の所在地を確知できないため公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業法第二十九条の二第一項の規定により建設業者の許可を取り消すことがある。

平成二十七年七月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

商号又は名称	氏名又は代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	許可年月日
株式会社泰成	藤田 長泰	天理市武蔵町榊本 三八三番地の一	奈良県知事許可 (般二三) 第一 〇〇七九号	平成二十四 年一月十七 日
小林組	小林 王彦	大和高田市大字築 山三四一番地の六	奈良県知事許可 (般二二) 第一 五〇一五号	平成二十三 年三月十日